

機構から

令和2年度契約野菜収入確保モデル事業の 公募について（第2回募集） ～契約数量確保のための出荷調整タイプを創設～

I 公募について

- 加工・業務用野菜の周年安定供給に向けた契約取引の推進を図るため、事業実施主体候補者の公募を実施いたします。
- 令和2年度は、新たに、契約数量を守るための余裕作付け分の市場流入による価格低落に対応した「出荷調整タイプ」が創設されました。（収入補填タイプは廃止となりました。）

●公募期間（応募書等の受付期間）

令和2年7月13日（月）～8月26日（水）正午〔必着〕

※第2回の募集の対象は対象出荷期間が令和2年11月から令和3年3月に開始する申込区分が対象です。

II 事業について

①事業概要

野菜の契約取引に伴い、生産者、中間事業者が負うリスクを軽減するため、以下の3つのタイプの対策を措置しています。

●出荷調整タイプ（新設）

生産者等が、実需者等と契約を締結した後に、作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行い、価格低落時に出荷調整を行った場合に、減収分の一部を補填します。

●出荷促進タイプ

生産者等が、実需者等と契約を締結した後に、卸売市場で野菜の価格が高騰している際、契約に沿って出荷した場合に、市場価格との差の一部を補填します。

●数量確保タイプ

中間事業者が、実需者等と契約を締結した後に、生産者等から仕入れる数量が減少し、契約数量を確保するために卸売市場等から調達を行った場合に、掛り増し分の一部を補填します。

②対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）

③事業実施主体

●出荷調整タイプ・出荷促進タイプ

- ・対象品目を生産する者
- ・対象品目を生産する者を構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける農協・事業協同組合・団体等

●数量確保タイプ

- ・中間事業者（対象野菜の買取りを行い、他へ出荷する者）

【問合せ先】野菜振興部契約取引推進課 浦里・長島 TEL 03-3583-9819